

# 自粛についての FAQ

2021/9/8

1	自粛の定義	<p>登園自粛をすると保育園に伝えた上で、通常であれば登園予定であった日(曜日)を欠席した場合、『自粛をした方』に該当します。各園で、自粛の有無の確認をいたします。</p> <p>土曜保育等の元々登園しない日であった場合、<u>自粛にあたりません。</u>登園自粛をしていない場合、日割り計算の対象外になります。 ※1日でも自粛をした方の保育料は【登園日】の数に基づき登園自粛要請期間中は日割り計算となります。</p>
2	自粛にあたる例・自粛にあたらない例	<p>①通常、月15日間登園予定の方</p> <p><u>自粛にあたる場合</u> →自粛申し出があり、登園日数が14日以下の場合。(「元々登園予定のない日」の他に自粛日がある場合)</p> <p><u>自粛にあたらない場合</u> →「元々登園予定のない日」を自粛と申し出た場合。</p> <p>②通常、土曜日に登園予定がない方</p> <p><u>自粛にあたる場合</u> →「登園予定であった平日」に自粛をした場合。</p> <p><u>自粛にあたらない場合</u> →元々、土曜日に登園をしていない方が「土曜日を自粛」と申し出た場合。</p> <p>③通常、シフトや土曜出勤の代休等で平日に登園しない日がある方(「平日4日+土曜勤務で「月～金」の間で4日+土曜」保育をしている方など)</p> <p><u>自粛にあたる場合</u> →「元々登園予定の平日」もしくは「元々登園予定の土曜日」に自粛をした場合。</p> <p><u>自粛にあたらない場合</u> →「元々登園しない平日」に自粛と申し出た場合(考え方は②土曜日に登園予定のない方と同様です)。</p>
3	日割り計算の考え方	<p>登園自粛要請期間中に1日でも自粛をした日(元々登園する予定の日に自粛の申し出があり、休んでいる)がある場合、保育料は登園日数に基づき、日割り計算となります。</p> <p>≪日割り保育料計算式≫ 「月額保育料×登園日数÷25(固定値)」</p> <p>※登園日の考え方については質問番号4をご確認ください。</p>

# 自粛についての FAQ

2021/9/8

		<p><b>自粛と日割り計算の具体例</b> 9月1日～9月6日の開所日(5日間)については登園日数に関わらず全額徴収です。 (9月7日以降の登園可能日は土曜日を含めると19日)</p> <p>i.自粛日数1、病欠日数3、登園日数15 →日割り計算対象(日割り計算後保育料: <math>15 + 5 = 20</math>日分)</p> <p>ii.病欠日数2、元々登園予定なし日数4、登園日数13 →日割り計算<u>対象外</u>(保育料: 満額)</p> <p>iii.自粛日数3、元々登園予定なし日数7、登園日数9 →日割り計算対象(日割り計算後保育料: <math>9 + 5 = 14</math>日分)</p> <p>iv.元々登園予定なし日数4、登園日数15 →日割り計算<u>対象外</u>(保育料: 満額)</p> <p>*登園自粛要請期間が9月30日まで継続した例で考えています。</p>
4	自粛をした人が、自粛日以外に欠席をしている	<p><u>1か月のうち1日でも自粛日(「元々登園する予定の日」に自粛の申し出があり、休んでいる)がある場合、保育料は日割り計算をします。自粛以外の理由で欠席した日があってもその日は【登園日】には含めません。</u></p> <p>自粛をした日が1日もない場合は日割り保育料の対象外となり、保育料は満額になります。</p> <p>【登園日】は、実際に登園した日を指します。そのため、自粛が認められる日が1日でもあれば、他の事由で休んだ日も、「登園していない日」として扱い、【登園日】には含めません。</p>

